

V. 環境省における事業監督体制の強化

環境省としての事業に対する監督体制を強化するため、省内に外部有識者による委員会を設置し、施設の安全対策や事故の再発防止に向けたきめ細かな指導・助言をいただきつつ事業の監督を行う体制とします。

10月10日に有識者委員会を開催し、施設全体の安全性の総点検に対してご指導、ご助言をいただき、その結果を反映したものを10月25日に公表した再発防止対策としてとりまとめました。

また、11月15日から12月2日の間に有識者委員会委員に、仮設焼却施設を現地で確認いただき、指導・助言をいただいた内容について今回の再発防止対策に反映しています。

引き続き、有識者委員会において、安全対策・再発防止対策の実施状況や運転データ及びモニタリングデータを定期的に確認、評価いただくことなどにより、事業への監視体制を強化し、事故の再発防止を徹底します。

このほか、作業日報、運転データ、空間線量率の測定データ等により、毎日の現場の状況を把握するとともに、現地で定期的に開催される工程会議や安全衛生協議会において、詳細な現場の情報を共有し、意見交換すること等を通じて、事業監督に必要な情報を把握します。